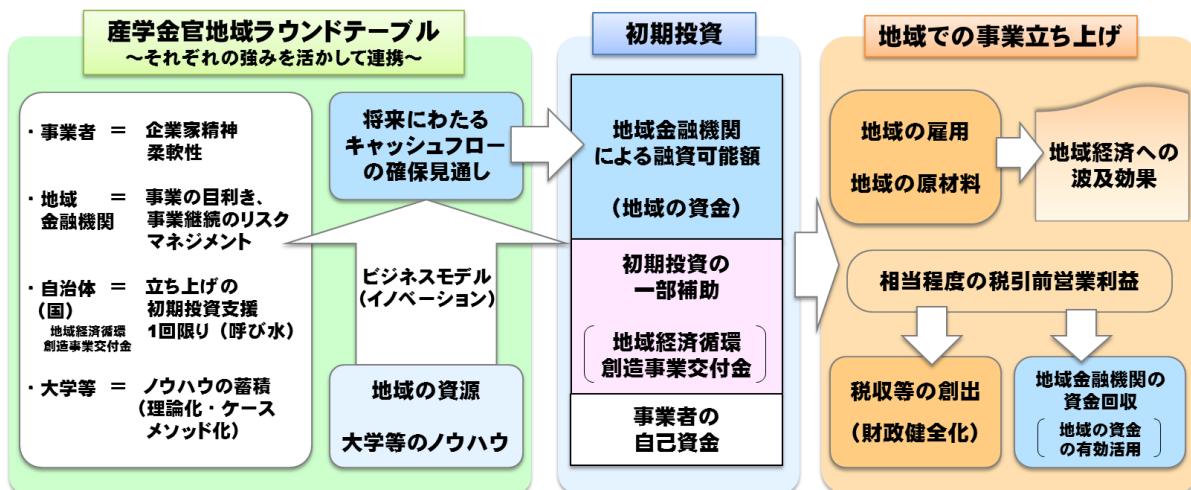


## 地域経済循環創造事業交付金について

1. 地域経済循環創造事業交付金（以下「本交付金」という。）は、「あと一歩」で実現できるような地域活性化に資する事業について、当該事業の初期投資額に充当されるものとし、その後の事業の状況・成果等については、検証・研究を加え、産業界、大学界、地域金融機関等との連携により、各自治体が将来に富を生み出す仕組みづくりにつなげることを目的とするものであること。
2. 本交付金は、産学官地域ラウンドテーブルを構築し、地域の資源と地域の資金を活用して、事業を起こし、雇用を生み出すモデルの構築を行う自治体を支援し、「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開を推進するものであること。
3. 具体的には、地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、自治体が助成する経費に対し、総務省が交付金として交付することであること。



4. 事業体へ補助する自治体は、当該事業体の経営能力及び事業計画の妥当性について地域金融機関等と連携の上、十分な調査を行うこととし、当該事業の立ち上げ及び継続についてしっかりとフォローすること。

5. 交付対象事業は、地域住民の資金の活用（地域金融機関の融資）を伴うものとし、当該地域金融機関による事業採算性の審査を経るものであること。この場合、自治体は、当該融資に係る事業体の債務について損失補償等は一切行わないこととし、当該地域金融機関により事業単位に信用力の審査を経るものであること。

6. 本事業に係る交付金の前提となる民間投資（地域金融機関の融資）については、当該事業体の借入れ可能額と比較して、合理的な金額を確保した上で、本事業に係る交付金を申請するものであること。

※ 借入可能額 = 「税引き後利益」 + 「減価償却費」 × 返済期間

7. 原則として、立ち上げ後の事業に係る人件費や原材料費等の経常支出については、地元の人材・資源を活用するものとし、本事業において発生する地域経済の循環の効果については、投資効果のほか、経済循環創造効果、地元雇用直接効果、地元産業直接効果、課税対象利益等創出効果、地域課題解決効果について検証・研究していくものであること。

※投資効果：（補助額+融資額）/補助額

地域金融機関の融資が可能となり、自治体の補助額に対して、相当程度の初期投資効果があること。

※経済循環創造効果：売上高の累計（事業継続期間\*）/補助額

(\*設定時は当初融資期間、以下同じ。)

事業が立ち上がることで、地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、自治体の補助額に対して、相当程度の経済循環（売上）が創出されること。

※地元雇用創出効果：地元雇用人件費の累計（事業継続期間\*）/補助額

地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、自治体の補助額に対して、相当程度の雇用が創出されること。

※地元産業直接効果：地元原材料費の累計（事業継続期間\*）/補助額

地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、地元の産物を原材料として購入することにより、自治体の補助額に対して、相当程度の地元産業への直接効果が創出されること。

※課税対象利益等創出効果：課税対象利益等（税引前営業利益+減価償却費相当）の累計（事業継続期間\*）/補助額

地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、自治体の補助額に対して、相当程度の課税対象利益等が創出され、税収が期待できること。

※地域課題解決効果:上記までの効果に加え、事業化に伴い、本来であれば、公的事業として対応する必要があると考えられる様々な外部効果がもたらされること。

(例)

- ・「廃棄物等の商品化」:廃棄物等の商品化(地場產品化)により、処理コストを減少させるとともに、地場産業への波及
- ・「一次產品等高付加価値化」:一次產品等の高付加価値化により、地域ブランドの確立
- ・「地元資源活用にぎわい創出」:地域の固有の文化や資源、高付加価値化サービスや商品によって、人々が集い、ビジネスが生まれる環境の創造
- ・「流出資金域内還元」:資金を域内で循環させ、雇用の創出と地域資源の活用

8. 営利事業者に対する支援及び営利事業者の出資を伴うものについては、利益償還条項が附されること。なお、交付要綱第17に留意すること。

9. 地域金融機関の融資については、当該金融機関の了解を交付決定の前提条件とし、原則として、当該融資契約が締結されたことの確認後、本交付金を交付するものであること。(地域経済循環創造事業実施計画書(様式第1号-2 III 連携する地域金融機関 参照)

10. 民間事業者の創業時の資金需要をまかないやすくするとともに、交付金のレバレッジ効果を高める観点から、ふるさと融資を活用した場合の投資効果については、以下のとおり計算するものであること。

(交付金補助額 + (地域金融機関融資額 + ふるさと融資)) / 交付金補助額

11. 収支計画には、新たに設備投資を導入して行う新規事業に係る売上/費用を計上すること。

なお、事業実施主体が別の既存事業を行っている場合には、新規事業を既存事業と区分して計上すること。この場合、新規事業と既存事業に係る共通経費が存在する場合は、新規事業に直接必要な経費のみを計上すること。

また、収支計画の作成にあたっては、以下の点も留意すること。

(地域資源活用費)

- ・新規事業に直接必要な地元原材料費等の経費を計上すること。なお、地域金融機関の融資可能額の算出に必要なキャッシュフローの算出を目的としているため、減価償却費を含めないこと。

(地域人材活用費)

- ・新規雇用人員が既存事業にも従事する場合は、従事割合に応じて、新規事業に直接必要な経費のみ地域人材活用費に適切に配賦すること(同様に、

- 既存人員が新規事業にも従事する場合は、新規事業分の経費を地域人材活用費に適切に配賦すること)。また、その場合に計上根拠を明示すること。
- ・なお、経費の正確な計上のためには、業務体制を洗い出し、必要な工数を検討し、具体的にどの職員がどの業務を担当するのか、実際に担当可能な業務量であるかなどを検討すべきものであること。

(注) 事業実施時には交付金事業の経理を区分して管理すること。

12. 事業の採択にあたっては、以下が参考となるものであること。

- ① 地域経済イノベーションサイクルとして効果の高いビジネスモデルを有すること
  - ・上記7. に掲げる各種効果の高いもの
- ② 適切な地域金融が確保されているものであること
  - ・投資効果が高く、融資の確約があるもの
  - ・金融機関が事業性を十分審査し、担保や保証に依存せず、事業キャッシュフローの継続的な把握によりコンサルティング機能の発揮が期待されるものであること
- ③ 産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を策定済み又は策定中である（策定に取り組んでいる）こと  
※ なお、都道府県分の事業については、都道府県が当該事業に関する市町村の創業支援体制構築に関する助言や周辺市町村との調整など、市町村に対する計画策定及び実施段階での支援が行われていること
- ④ 地域課題の解決に資するもの（公益的な外部効果の高いもの）
- ⑤ 事業の新規性（地域での既存事業との非競合性）
- ⑥ 地域密着型企業の事業立ち上げに直接必要な経費として、初期投資経費については、地域における生産・サービス拠点の創出に資する建築・設備工事費や製造設備の購入費等の設備投資に要する経費（ハード）が主要な内容となっていること
- ⑦ なお、以下の事項に該当するものを除く
  - ・研究開発段階での投資であって、事業化前段階と思われるもの
  - ・再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）に係る設備購入費に直接充当されるもの

(注) 審査の状況にあっては、交付決定が複数回にわたることも想定されるので、ご理解いただきたいこと。なお、その場合においては、適宜、スケジュール等をご連絡することになるため、ご留意いただきたいこと。

13. 平成28年度予算においては、以下のとおり要件を見直しているので留意すること。

① 公共性・モデル性

「公費投入の必要性」を明確にするため、今後の交付金投入にあたっては、地域課題解決に資する公共性について強化を図る観点から要件を明確化し、以下の2点を追加。

- ・事業の実施により、自治体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。
- ・他の同様の公共的な地域課題を抱える自治体に対する高い新規性・モデル性があること。

② 地域の資金の活用を拡大

(1) 融資比率の設定

公費による交付額：地域金融機関の融資（融資比率）=1:1以上を必須要件として設定し、投資効果を高める仕組みとすること。

(2) 上限額の見直し

公費による交付額（国費+地方費の合計額）の上限を原則2,500万円とともに、融資比率が「1:2以上」の事業については、上限を4,000万円とし、融資を引き出す効果を高めること。

※ 融資額を減額する場合には、変更申請を要するので留意すること。

③ 地域の主体性を高めること

地域課題の解決にも資するものであることから、地域の主体性を高めるため、自治体負担を導入すること（公費による交付額に対し、補助率1/2）。

ただし、条件不利地域で財政力が低い市町村（財政力指数0.5未満）は補助率2/3、条件不利地域で特に財政力の弱い市町村（同0.25未満）は補助率3/4とする。

また、全くの新規分野における事業の立上げであり、国としてモデル構築の必要性が認められる極めて新規性・モデル性の高い事業（外部有識者による審査の結果、特に高評価を得た事業）については、補助率10/10とする。